様式第9号(第5条関係) その1の1

(表)

現初 ひとり親家庭等 医療費受給者証						
公費負担者 番号		受給者 番号				
受給者	住 —————					
	氏	名				
	生年月日		年	月	日	
有効期限				E 月 E 月		から まで
自己負担						
発行機関名			北海道美唄市長 公印			
及び印			ло /щ ,	<u></u> 大豆		
交付年月日			年	月	日	

(裏)

事 注 意 項

- 北海道内の保険医療機関等において診療を受ける際は、この証の表面の自己 負担分をお支払いださい。ただし、18歳に到達する年度の末日(3月31日)まで のお子さんについては、全額美唄市で助成します。
- 保険医療機関等において診療を受ける場合は、医療保険の資格確認を受ける際に、この証を必ず窓口に提出してください。
- 転出等により受給者の資格がなくなったときは、すみやかにこの証を市長に返還 してください。
- 4 氏名、居住地、加入している健康保険に変更があったときは、14日以内にこの 証を添えて市長にその旨を届け出てください。
- 5 この証を破損又は紛失したときは、再交付を受けてください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。

保険医療機関等の皆様へ

- 3歳未満(3歳に到達する日の月の末日まで) 入通院ともに初診時は医療保険と公費93・94の併用で請求し、初診時一部負担 金を公費①の一部負担金欄に記載してください。再診時は医療保険と公費93の 併用で請求してください。
- ② 3歳以上から18歳に到達する年度の末日(3月31日)まで 【親課】の入通院は医療保険と公費93・94の併用で請求し、医療費の1割の金額 を公費「30一部負担金欄・記載して付きむ。 【観初】の入通院は初診時は医療保険と公費93・94の併用で請求し、初診時一 部負担金を公費①の一部負担金欄に配載してください。再診時は医療保険と公費93の併用で請求してください。
- ③ 18歳に到達する年度の末日(3月31日)以降 【親課】の入通院は医療保険と公費93の併用で請求し、医療費の1割の金額を公費①の一部負担金欄に記載してください。

【親初】の入通院は初診時は医療保険と公費93の併用で請求し、初診時一部負 担金を公費①の一部負担金欄に記載してください。再診時は医療保険と公費93 の併用で請求してください。

④ 親 【親課】の入院は医療保険と公費93の併用で請求し、医療費の1割の金額を公費 ①の一部負担金欄に記載してください。 【親初】の入院は初診時は医療保険と公費93の併用で請求し、初診時一部負担

金を公費①の一部負担金欄に記載してください。再診時は医療保険と公費93の 併用で請求してください。

【親課】【親初】の通院は医療保険のみで請求してください。

- ※次の場合は、原則としてこの証は使用できません。 ・学校、保育園、幼稚園等での負傷や疾病の場合 ・就学援助の医療券の対象となる疾病の場合 ・交通事故等の第三者の行為による負傷や疾病の場合